

社会保障による所得再分配を重視する国々より高い傾向が見られる。それはアメリカとイギリスに顕著であるが、日本はこのタイプに接近している。女性の貧困化に歯止めをかけるためには、性役割分業を前提とする家族と労働市場を転換させる必要がある。また、子どもの養育・教育期にある家族に対する公的支援を強化することによって貧困の世代間連鎖に歯止めをかける必要がある。

欧米諸国と比較すると、日本には明確な家族政策がなかったが、近年の少子化対策は、日本における本格的な家族政策の様相を帯びている。しかし、中京大学の松田茂樹氏は、保育とワーク・ライフ・バランスを両輪として実施してきた従来の対策が過去20年以上出生率を回復させることができなかつたことを批判的に振り返り、つぎの転換、つまりわが国の家族や若者の＜全体像＞を把握する研究とそれを踏まえた政策が必要だという。というのは、少子化対策の中心であったワーク・ライフ・バランス研究や政策は、出産・育児期に継続就業する正規雇用者同士の共働き夫婦という一部の層に重点化した分析（部分最適化）および政策提言になっていたからである。少子化という家族や若者の全体に関わる問題を解決するためには、その全体に対する分析と政策提言が必要だというのである（松田 2015）。

貧困状態の女性には母子世帯の母も多い実態を踏まえて、地方自治体のひとり親世帯に対する相談窓口を強化し、就労支援ばかりでなく、子育て支援や生活支援の充実も図るという政策の方向性も示されている（社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会 2013）。たしかに専門の支援員が配置されることは重要であるが、母子世帯のもつ多様で複合的な課題を解決するには、生活困窮者支援制度と一体的な運用を図ることも必要であろう。

女性の貧困問題の解決は福祉だけでは不十分で根本的解決にならない。これを補完する労働政策が必要であり、まずは非正規雇用が有する賃金や能力開発機会などの劣悪な諸条件、雇用の不安定さ、非正規から正規への道筋の見えなさなどを

解消しなければならない。また、専業主婦がいることで成立するような男性の長時間労働をまず変えなければ、女性が生むことと働くことの矛盾から解かれるはずがない。男性の働き方を変えることを最優先する必要がある。

より広範な貧困問題への対応としては、所得の再配分機能をどう高めるかも重要な点である。子どもの養育・教育費は親の責任とされ、賃金からの支払いにゆだねられた制度では、貧困な母子世帯を救済できない。国際的にみると、GDPに占める日本の公的教育支出の割合は低いため、初等・中等教育では学校教育関係費（教材、通学費、修学旅行費、部活動の費用など）の個人負担部分が重荷となる家庭が増加している。また、学校教育を補う塾や習い事が教育競争に不可欠な条件となり、それが家庭の経済力にゆだねられ、学校教育の成果に影響を及ぼしている。高等教育費の負担は、家計を圧迫する深刻な問題となり、家庭の経済事情が進学率を左右している。児童手当は未発達のまま現在に至り、2000年代の子どもの貧困化の歯止めとはならなかつた。

家族政策と並んで若年女性の貧困化を阻止するうえで重要なのは、労働者に対する職業教育・訓練と就職支援などの積極的労働政策である。しかし、これも諸外国と比べ社会保障費に占める比率が小さい。とくに、若年女性に対する労働施策はより一層弱体である。若年女性の状況を理解し、人生前半期のニーズに応える社会保障制度への転換を図らなければ、労働と家庭から排除される若年女性の貧困化はさらに進むであろう（宮本 2012）。■

《参考文献》

- 小杉礼子・宮本みち子（2015）『下層化する女性たち—労働と家庭からの排除と貧困』勁草書房。
大沢真理（2004）『福祉国家とジェンダー』明石書店。
クーンツ、ステファニー／岡村ひとみ訳（2003〈原著は1997年〉）『家族に何が起きているのか』筑摩書房。
松田茂樹（2015）「少子化対策における家族社会学の貢献と今後の課題」『社会学評論』Vol.1, 66, No.2。
宮本みち子（2012）『若者が無縁化する—仕事・福祉・コミュニティでつなぐ』筑摩書房。

「妊娠・出産に関する正しい知識」が意味するもの

プロパガンダのための科学？

田中 重人

東北大学大学院文学研究科准教授

「妊娠のしやすさ」改竄グラフ問題

2015年8月、妊娠・出産に関する「医学的・科学的に正しい知識」をはじめて盛り込んだという保健副教材改訂版が高校に配布された。その第20節「健やかな妊娠・出産のために」には、女性の妊娠のしやすさは22歳で頂点を迎え、その後急激に低下していく、というグラフ（図1(a)）が載っていた。その前の第19節「安心して子供を産み育てられる社会に向けて」では「結婚のタイミングや子供をいつ頃何人欲しいかなど」を考慮したライフプランの重要性を説いており、30歳までに結婚して「子供は何人欲しい？」と考える「A子さんのライフプラン」の図や、子供を「生きがい・喜び・希望」とする回答割合が高いという調査結果（後に誤りを指摘されて差し替え）、「30代夫婦の6組に1組が不妊に関する検査や治療を受けたことがある

との調査結果」（出典なし）などが紹介されている。問題のグラフが出てくるのは、その直後の第20節。つまり、早く結婚して子供を産むよう促す話の流れの中にある。

この副教材のPDFファイルがウェブに掲載されると、さまざまな疑問が噴出した（高橋 2015）。まず、文章とグラフが合致していない。文章には「30代から徐々に妊娠する力が下がり始め」とあるのに、その左に配置されたグラフでは「妊娠のしやすさ」は20代のうちから大きく下がっている。また、出典表示がいい加減である。この副教材には文献一覧がないから、著者名と出版年だけを示されても、文献を特定できない。さらに、これとおなじ形状のグラフがウェブ上に複数あるが、それらすべてに吉村泰典・内閣官房参与（元日本産科婦人科学会等理事長）が関わっている¹。特に、吉村氏のブログ記事では、「22歳時の妊娠力を1.0とすると、30歳では0.6を切り」（2013年6月25日）などと、グラフ以上に数値の落ち込みを誇張した説明文つきである。要するに、政府と専門家が結託してデータを捏造し、高校生が早く子供を産むように誘導するプロパガンダを開拓しているのではないか、というのだ。

このような騒ぎのなか、文部科学省は当該グラフの訂正を発表した（2015年9月2日に正誤表をウェブサイトに掲載）。その後、PDFファイルも差し替えられた。訂正後は図1(b) のようになっている。

副教材当該部分の改訂にあたって原案を作成し

たなか しげと

大阪大学大学院人間科学研究科退学。博士（人間科学）。専門分野は家族社会学・社会調査法。大阪大学助手、東北大学講師を経て2009年から現職。

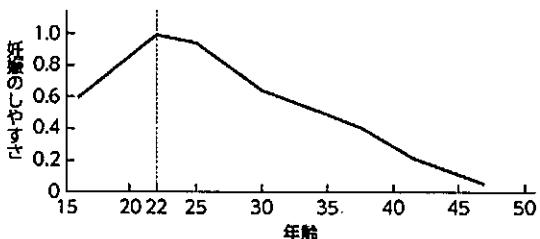
“Gender Gap in Equivalent Household Income after Divorce”, in *A Quantitative Picture of Contemporary Japanese Families*, Tohoku University Press, 2013;「女性の経済的不利益と家族：分配的正義におけるミクロ・マクロ問題」『ジェンダー平等と多文化共生：複合差別を超えて』東北大学出版会, 2010.

図1 高校保健副教材に掲載された「妊娠のしやすさ」グラフと説明文

(a) 文部科学省(2015)『健康な生活を送るために(高校生用)』p.40(公表時)

■ 妊娠のしやすさと年齢

女性の妊娠のしやすさの年齢による変化



22歳時の妊娠のしやすさを1.0とする

(O'Connor et al. 1998)

医学的に、女性にとって妊娠に適した時期は20代であり、30代から徐々に妊娠する力が下がり始め、一般に、40歳を過ぎると妊娠は難しくなります。

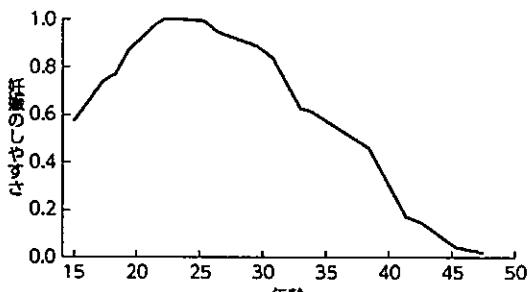
一方、男性も、年齢が高くなると妊娠に関わる精子の数や運動性が下がり始めます。

出所: http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/08/17/1360938_09.pdf
(2015年8月25日確認)

(b) 文部科学省(2015)『健康な生活を送るために(高校生用)』p.40(訂正後)

■ 妊娠のしやすさと年齢

女性の妊娠のしやすさの年齢による変化



22歳時の妊娠のしやすさを1.0とする

医学的に、女性にとって妊娠に適した時期は20代であり、30代から徐々に妊娠する力が下がり始め、一般に、40歳を過ぎると妊娠は難しくなります。

一方、男性も、年齢が高くなると妊娠に関わる精子の数や運動性が下がり始めます。

資料: Kathleen A. O'Connor, Darryl J. Holman, James W. Wood. Declining fecundity and ovarian ageing in natural fertility populations. *Maturitas* 30; 127-136. 1998 (なお、この資料は上記論文においてJames W. Wood. Fecundity and natural fertility in humans. *Oxford reviews of reproductive biology* 11; 61-109, 1989をもとに作成されたもの。)

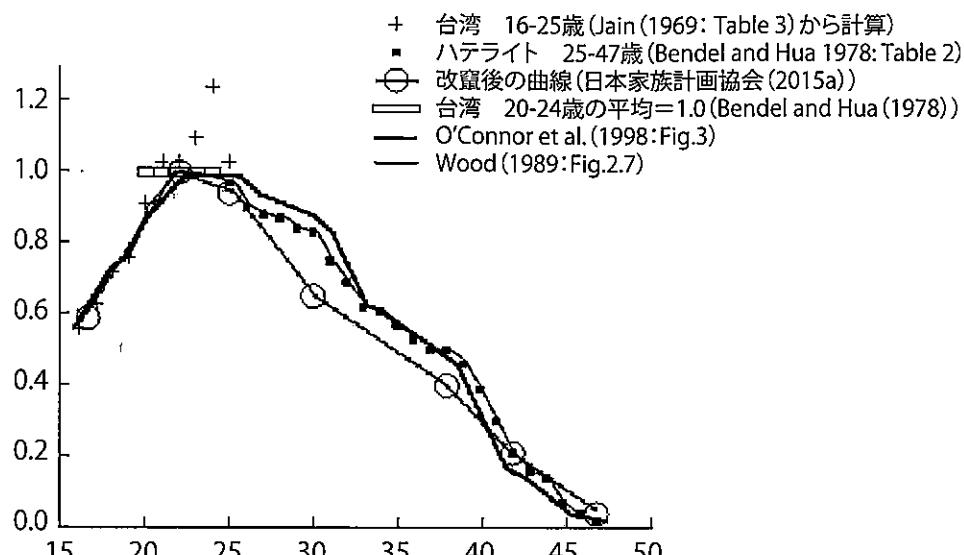
出所: http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/09/30/1360938_09.pdf
(2016年2月1日確認)

たというKK氏（おそらく北村邦夫・日本家族計画協会理事長）は、当初は避妊や中絶に関する内容を盛り込んだ案を提出したが、それは採用されず、「妊娠・出産の項が紙面を埋め尽くす内容に差し替えられた、という（KK 2015）。その際、吉村氏が問題のグラフ（図1(a)）を提供したのであるが、このグラフについて、吉村氏は、「誰が作製したのか分からぬが、産婦人科では長年広く使われてきた」（毎日新聞2015年8月26日）と語ったと報じられている。しかし、その後市民団体からの質問に吉村氏が回答（2015年12月28日消印）したところによ

れば、グラフは吉村氏自身が作成したものという²。

実は、2015年3月2日に日本産科婦人科学会等の9つの学術団体が内閣府に「学校教育における健康教育の改善に関する要望書」を提出した際の要望書資料に、図1(a)に酷似したグラフがある（日本家族計画協会 2015a）³。これは、「妊娠・出産の適齢期やそれを踏まえたライフプラン設計」について中学・高校で教えるべきとする要望書であり、そのためには「医学関係者の最新の知識」（日本産科婦人科学会ほか 2015）の提供を申し出ている。これをうけて「少子化社会対策大綱」（2015

図2 各文献の年齢別受胎確率データの比較



年3月20日閣議決定）に妊娠・出産に関する教育を学校でおこなうという項目が入り、これを具体化したものが今回問題になった副教材だった（日本家族計画協会 2015b）。つまり、このグラフは、学術団体のロビー活動の結果として学校に持ち込まれたわけだ。

グラフの来歴

この「妊娠のしやすさ」グラフのもとになったのは、Bendel and Hua (1978) による年齢別の受胎確率 (fecundability) の推定結果である（田中 2015）。16–19歳の部分は、台湾における1960年代の調査データ (Jain 1969) から、ある年齢で結婚した女性の結婚から妊娠までの平均的な月数を求め、その逆数となる1か月あたり受胎確率を割り出している（図2の+）。20–24歳の数値も台湾データによるものだが、この年齢層全体での平均値を求め、それをグラフ全体の基準 (=1.0) としている（図2の□）。25歳以上については、北米のハテライト4の1950–60年代の調査データ (Sheps 1965) から、20代前半までに結婚した女性に限定して25歳以降の年齢別出生力を求め、それにはかのデータから年齢別の流産率・死産率・不妊率などを外挿した妊娠・出生過程の確率モデル

を適用して、1か月あたり受胎確率を推定している（図2の■）。

この推定結果は正しいのか？ また、現在の日本社会にあてはめてよいのか？ これに関してはさまざまな疑問を提起できる。

台湾のデータからの推定では、結婚前にはなかった性的関係が結婚した途端にはじまるという仮定があるが、これは妥当なのか。社会階層と結婚年齢との間には関連がある可能性が高いが、これが受胎確率のちがいと絡んでいるのではないか。また、初潮年齢などを比較したとき、当時の台湾よりも現代の日本のほうが、10代での性的成熟が早く、受胎確率も高いと考えるべきなのではないか。

ハテライトのデータからの推定では、早婚の女性に对象を限定したことが結果をゆがめているのではないか。パラメータの外挿に使った流産率などのデータは信用できるのか。また、受胎確率の個人間のばらつきの度合いは年齢によらず一定という前提が設けてあるのだが、これは正しいのか。

その後の研究がこれらの疑問を解決しているのかどうか、この研究を引用する文献群5をチェックした。そもそも被引用数が23件と少なく、ほとんどは先行研究のひとつとして簡単に紹介されているだけである。台湾のデータを使った推定に対し

ては、その方法や解釈を検討したものはない。一方、ハテライトのデータを使った推定に対しては、早婚女性に限定したことに関する問題が指摘されている。James (1979) は、推定のもととなった Sheps (1965) のデータに基づいて、女性の出生率を規定する要因は年齢そのものというより結婚からの経過年数であることを指摘し、Bendel and Hua (1978) が推定した受胎確率低下の大部分は、結婚期間が長くなるにつれて性行動が不活発になるという要因で説明できると論じた⁶。Wood (1989: 77; 1994: 296) も同様に、結婚期間の長さが性行動の変化を通じて受胎確率に影響している可能性を指摘している。

Bendel and Hua (1978) に対しては、このように、加齢による受胎確率減少を過大推定しているという批判がある。それに対し、推定結果を支持する立場からの反論はおこなわれていない。その他 の疑問点については、批判的検討自体が存在しない。したがって、この推定結果を、学界内での相互批判に耐えて生き残った通説とみなすことはできない。高校生に提示するデータとしての適格性を考えるなら、台湾データを使った10代後半の推定値について何の検討も加えられていないことも大問題である。

以上のように、もともと妥当性に乏しい研究成果なのであるが、その後、1.0に固定されていた推定結果の20–24歳部分を Wood (1989: Fig. 2.7; 1994: Fig. 7.5) が改変して曲線を描き(図2の細線)、22歳のピークをつくりだした。それをさらにずらして写したのが O'Connor et al. (1998: Fig. 3) である(図2の太線)⁷。また、点の数を大幅に減らし、20代後半から30代の値が本来の推定値より下方に来るようプロットすると、図1(a) のグラフができる(図2の○)。

「医学的・科学的な知識」の危うさ

「医学的・科学的な知識」「正しい知識」の普及を図るという目標は、男女共同参画基本計画にも盛り込まれている。正しい知識を広めるのだから

らどんどんやればいい、と思ってしまう人も多いかもしれない。しかし、産婦人科などの専門家の唱える「医学的・科学的な知識」を素直に信じることは、危うさがつきまとう。

まず一般論として、専門家が解説する知識は、多数の研究成果の中から選別したものである。対立した議論がある場合、どの研究をどういう基準で採用してどう紹介するかには、かならず恣意的な選択がはたらく。

もし、専門家が紹介する知識の内容が、学界内で厳しい批判に耐えて生き残った通説だけに限定されているなら、このような恣意的選択の弊害を最小限に抑えられる。しかし、「医学関係者の最新の知識」を提供するという謎い文句をもって政府に政治的主張を売り込むような団体には、そのような禁欲的な態度は期待できない。最新の知識とは、「まだ十分な検討がおこなわれていない知識」と同義である。

さらに、すでにみてきたように、大元のデータや推定方法についての説明がある論文を引用しなかつたり、グラフの点を間引いて写したり、プロットする位置をずらしたりしたグラフが実際に使われている。およそ知識を正確に伝えようとする誠実さに欠けた態度である。

このようなことが長年通用してきたのだとしたら、そもそも学界全体としての研究能力が低い疑いがある。内部からの批判が出てこなかつたことからみて、学界内で自由な相互批判をおこなう文化もなさそうである。このような環境で蓄積してきた研究成果が、果たして「科学的知識」の名に値するだろうか。

私たちが専門家を信頼できるのは、彼らは相互に厳しい批判を繰り返してダメな研究成果をふるい落としているはずであり、そのような淘汰の過程をくぐり抜けた確実性の高い知識について、誠実に解説してくれるものという前提があるからだ。今回の「妊娠のしやすさ」グラフ改竄事件から得るところがあるとすれば、このような信頼をおくことのできない専門家集団が実在するという事実を明るみに出したことであろう。

性差に基づく男女共同参画？

「第4次男女共同参画基本計画」(2015年12月25日閣議決定)には、「性差」という単語が18回出現する⁸。その多くは「身体的性差を十分に理解」することが「男女共同参画社会の形成に当たっての前提」といった主張であったり、「性差医療」の推進を謳つたものである。一方で、「性差に関する偏見の解消」を訴える項目も存在するが、「偏見」の用法(8例)をみると、すべて「固定的な性別役割分担意識」とセットであり、この意識は「高度経済成長期を通じて形成されてきた」ものとされている。つまり、問題視されているのは、歴史的に形成されてきた固定的役割だけなのである。さまざまな偏見の新バージョンを生物学・医学が日々つくりだしている現状は、問題になっていない。

「性差」ということばが男女共同参画基本計画に入ったのは、2005年の改訂のときである。このなかには、いわゆる「バックラッシュ」を反映した文面もある。「性差に応じた的確な医療である性差医療」なる文言が登場したのもこの時だった。性差や医療に関するどのような知識であれば「的確」なのか。それは誰が決めるのか。その判断基準は、平等の理念とどうかかわるのか。専門家によるプロパガンダが顕わになってきた時代に、知識の生産・流通過程をきちんと監視し、評価することがますます重要になってきている。 ■

《注》

- 吉村氏が代表をつとめる「吉村やすのり生命の環境研究所」ウェブサイト内のブログ(<http://yoshimurayasunori.jp/blog/>)の2013年6月25日、2014年8月11日、2014年11月15日の記事。2015年3月4日の講演資料(http://www.kenko-kenbi.or.jp/uploads/20150304_yoshimura.pdf)。そして2015年3月2日に吉村氏が大臣に手渡したという「学校教育の改善に関する要望書」付属資料(後述)である。なお、図1(a)との間には、横軸上の「22歳」位置のずれや縦軸ラベルの変化など、こまかいちがいがある。
- 高校保健・副教材の使用中止・回収を求める会「高校保健・副教材作製に関わった関連専門団体およ

び有識者への質問状と回答」(<http://fukukyoza.jimdo.com/stop/> 関連資料 /20151203/)。なお、これらの質問状の起案には私も参加している。

- 日本家族計画協会(2015a)では、要望書の提出は「1月下旬」となっていた。これを「3月2日」に訂正するという記事が『家族と健康』739号2面(2015年10月)に載っている。なお、同記事には「参考資料にも一部訂正がございます」とあるが、実際には資料の訂正はおこなわれていない(2016年1月22日確認)。
- 「ハテライト」(Hutterites: キリスト教フッター派)は、宗教的な理由から避妊と人工妊娠中絶を拒否してきた集団。生活水準が高くして健康状態がよいために出生力が高く、また信頼性の高い統計がえられるという事情から、歴史人口研究に頻繁に登場する(大塚2002: 488)。
- Bendel and Hua (1978) を引用する文献数は、Scopus で7件、Web of Sciences で13件、Google Scholar で16件(ヒットは17件だが、うち1件は文献一覧に記載なし)である(2016年2月3日)。重複しているものを差し引き、さらに他の方法で見つけた文献をふくめると、全23件となる(田中2016)。これらのなかに、データと推定方法をくわしく説明しているものはないので、Bendel and Hua (1978) か、ほぼおなじ推定方法の説明が載っている博士論文(Bendel 1978)を参照しないと、方法の検討はできない。なお、Bendel (1978)を引用した文献は見当たらない。
- James (1979) は、このほかに、不妊率の外挿データが妥当でない可能性を示唆している。
- 田中(2015)も参照。これらの曲線の異同については、J. Wood, K. A. O'Connor, D. J. Holman の3氏に電子メールで照会している(2015年10月4日)が、現在のところ返信を受け取っていない。
- オンラインPDFファイルhttp://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/pdf/print.pdf(2016年2月4日閲覧)の検索結果による。以下同様。

《文献》

- Bendel, Jean-Pierre (1978) "A model of births for developing countries and its use in the study of demographic effect of birth control" (Ph.D. dissertation, Carnegie-Mellon University). UMI Dissertation Services 7814379.
- Bendel, Jean-Pierre, and Chang-i Hua (1978) "An estimate of the natural fecundability ratio curve." *Social biology*. 25 (3) : 210-227.
- Jain, Anrudh Kumar (1969) "Fecundability and its relation to age in a sample of Taiwanese women." *Population studies*, 23 (1) : 69-85.
- James, William H. (1979) "The causes of the decline in fecundability with age." *Social biology*, 26 (4) : 330-334.

- KK (2015) 「編集帖」『家族と健康』741: 1.
- 日本家族計画協会 (2015a) 「本会・日本産科婦人科学会など9団体 学校教育の改善求め要望書提出」『家族と健康』732: 1.
- 日本家族計画協会 (2015b) 「妊娠・出産に関する正しい知識 学校で：少子化社会対策大綱閣議決定」『家族と健康』733: 3.
- 日本産科婦人科学会ほか (2015) 「学校教育における健康教育の改善に関する要望書」(平成27年3月2日) <http://www.jsog.or.jp/news/pdf/20150302_youbousyo.pdf>
- O'Connor, Kathleen A., Darryl J. Holman, and James W. Wood (1998) "Declining fecundity and ovarian ageing in natural fertility populations." *Maturitas*, 30 (2) : 127–136.
- 大塚柳太郎 (2002) 「自然出生力（人類学的集団の出生力）」日本人口学会『人口大事典』培風館, pp. 486–490.
- Sheps, Mindel C. (1965) "An analysis of reproductive patterns in an American isolate." *Population studies*, 19 (1) : 65–80.
- 高橋さきの (2015) 「「妊娠しやすさ」グラフはいかにして高校保健・副教材になったのか」『SYNODOS』2015.09.14 <<http://synodos.jp/education/15125>>.
- 田中重人 (2015) 「年齢—受胎確率曲線の文献間のちがいについて」<<http://d.hatena.ne.jp/remcat/20150915>> .
- 田中重人 (2016) 「Bendel and Hua (1978) を引用する文献」<<http://d.hatena.ne.jp/remcat/20160216>> .
- Wood, James W. (1989) "Fecundity and natural fertility in humans." *Oxford reviews of reproductive biology*, 11: 61–109.
- Wood, James W. (1994) *Dynamics of human reproduction: biology, biometry, demography*. Aldine De Gruyter.



DVの根絶に向けた支援体制の再構築

桑島 薫

名城大学経営学部准教授

第4回世界女性会議（1995年北京にて開催）で「女性に対する暴力」が各國社会の取り組むべき重要な課題として行動綱領に盛り込まれて以来20年が経った。日本でも男女共同参画社会基本法（1999）、配偶者暴力防止法（2001、以下DV防止法と略記）で人権侵害かつ男女共同参画社会の実現を阻むゆえに根絶すべきものとして規定されている。国の男女共同参画基本計画関係予算を見ると、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に対する予算は過去5年間、年々増えており、2015年度は1,153億円で前年度比12.6%増となっている。今次の第4次男女共同参画基本計画でも引き続き重点分野として位置付けられ、ストーカー対策をはじめ、配偶者間暴力のみならず、交際相手からの暴力、若年層への予防啓発が盛り込まれた。これらを含め、一見すれば施策の充実と「被害者情報の保護」「切れ目のない支援」「加害者更生」を柱とする体系立った計画という印象を与える。

くわじま かおる

東京大学、博士（学術）。専門は、文化人類学、ジェンダー研究。（財）横浜市女性協会を経て、2016年4月より現職。著書に『民間女性シェルター調査報告書Ⅱ：アメリカにおける民間女性シェルターの事例とドメスティック・バイオレンスへの取り組み（アメリカ調査編）』（共著、1995年、（財）横浜市女性協会）、『婦人保護施設と売春・貧困・DV問題』（共著、明石書店、2013年）、「プロセスとしての『自己決定』— 暴力被害女性の一時保護支援の場から』『超域文化科学紀要』第16号（東京大学大学院総合文化研究科超域文化科学、2011年）。

にもかかわらず依然、DV被害は後を絶たない。そのうえ、DVは相談しにくいという傾向を持つ。内閣府が3年毎に実施する全国調査の結果を見ても、配偶者からの身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかあるいは複数の暴力被害について女性の44.9%、男性の75.4%が「だれにも（どこにも）相談しなかった」と回答している¹。

「逃げる」被害者は可視化されるが、「逃げない」「逃げられない」潜在的被害者は支援につながらない。この状況にこそ、実は親密な関係における暴力の根本の課題が潜んでいる。つまり、DV防止法は改正を重ねてはいるものの、親密な関係における暴力の根本にあるものに対応しきれていないまま、今日に至っているのである。踏み込んで言えば、なぜ法整備や対策の拡大にもかかわらず、効果が上がらないのか。従来の、逃げる被害者をかくまい、自立へという一方向的なDV政策の問題や支援現場が抱える課題を、DVの社会問題化から約20年経た今こそ、「暴力の根絶」という観点から議論すべき時にあるのではないか。なぜなら第4次基本計画が目指す「あらゆる分野における女性の活躍」の根本に人権を守るという基本姿勢が貫かれているのかという重大な政策課題と考えるからである。以下、日本のDV政策の特徴を見た後、DVの「親密な関係性」を念頭に置いた政策の方向性について述べたい。